

岸和田市環境計画（案）の意見公募手続結果

1. 岸和田市自治基本条例第18条及び岸和田市意見聴取の手続に関する条例第3条の規定に基づき、下記要領により意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。

（1）公表した資料

岸和田市環境計画（案）

（2）公表及び意見提出の期間

平成28年1月7日（木）～平成28年2月8日（月）

（3）公表の方法

広報広聴課内情報公開コーナー、環境保全課、各市民センター、山滝支所に資料等を備付、市広報紙に記事を掲載、市ホームページに記事及び資料等を掲載

（4）意見提出の方法

意見公募用紙に必要事項及び意見を記入し、直接又は郵便、ファクス、インターネットのいずれかの方法により環境保全課に提出

2. 提出意見は13件（2人）であった。次のとおり提出意見と市の考え方をホームページに公開した。

	意見の概要	意見 の数	市の考え方
1	文中で用いる「環境」「環境保全」という言葉が、自然環境、生活環境、都市・地球環境のいずれを対象にしているのか不明確なため、わかりやすく表記してはどうか。	1	多様化・複雑化する環境において、三つの環境は互いに関連し合っています。そうした環境を総合的に捉えるため、計画の一部で限定しない表記を用いています。いただいたご意見は、個々の施策を実施するに当たり参考にさせていただきます。
2	P6の（2）①「東日本大震災を背景として…」に福島原子力発電所の事故を書き加えてはどうか。	1	原子力発電所の事故は甚大な被害をもたらしましたが、災害はそれ以上に多くの社会基盤を破壊します。震災の影響の要因を限定せず、広く捉えられるよう記述を控えています。
3	P7の（3）②の大気・水・土壌環境・化学物質に放射性物質を書き加えてはどうか。	1	放射性物質は大気・水環境に含まれます。原子力発電所事故により放射性物質が一般環境中に放出されたことを受け、放射性物質が大気汚染防止法・水質汚濁防止法の適用対象となりました。国において、大気、河川、地下水に存在する放射性物質の常時監視が行われています。本市でも必要な情報の収集に努めてまいります。

	意見の概要	意見の数	市の考え方
4	P 1 3 の 6 行目「高齢者や障害者に配慮した施設の整備」に道路や歩道が含まれるか。	1	高齢者や障害者への配慮としてバリアフリー化が考えられますが、道路や歩道も対象になっています。
5	P 1 3 の【今後の課題】に「身近な緑や親水空間が求められています」とある。中央公園の春木川に親水階段などが整備されているが閉鎖され利用できない。子供が柵を越えて川に近づいている。よく現状を把握して、計画や施策に反映されたい。	1	計画では大阪府と協力・連携して河川における水辺環境の保全と回復を図ることとしています。いただいたご意見を事業者の大阪府に伝えてまいります。
6	P 1 7 の 1) ③に「水の有効利用を推奨する啓発活動を行っています」とあるが、我が家では 1 0 年以上前からタンクに雨水を集め、庭木の散水や洗い物に利用してきた。家庭の雨水貯蔵タンク設置に対する補助制度を検討されたい。また、水洗便所に雨水を利用するシステムを公共施設に導入することを検討されたい。	1	雨水利用は、限られた水資源の有効利用に資するだけでなく、下水道や河川に雨水が集中して流入することによる災害の防止にも効果があるとされています。雨水利用施設の導入に対する補助制度や公共施設への導入については、本市の水資源の確保や防災の視点から関係部局と検討してまいります。
7	太陽光発電機以上に太陽熱温水器の方がエネルギー効率が良い。市として太陽熱温水器の家庭への普及を推奨できないか。	1	岸和田市地球温暖化実行計画において、太陽熱を太陽光と並んで導入すべき再生可能エネルギーと位置付けています。太陽熱を利用した家庭用機器は温水器などの蓄熱機器がありますが、発電機器として利用しやすい太陽光パネルの普及が進んでいます。太陽光パネル及び蓄電池に限らず、多様な再生エネルギーの普及に努めてまいります。
8	「岸和田市生物多様性地域戦略 2 0 1 4」に地域開発と生物多様性のバランスが言及されている。丘陵地区の開発に伴い多くの自然が破壊されているが、P 2 7 の「丘陵地の保全と活用」においてこの状況をどう評価しているのか。「自然を友に」を目指すのであれば、土地の自然を大切にし、破壊するのではなく利用し、豊かな自然と共に暮らせるまちづくりをすべきではないか。	2	丘陵地区においては、地域住民、学識経験者などともにまとめた方針の下に、都市と農と自然が融合するまちづくりが進められています。本計画では、当該地区の整備計画をあるべき姿として、生物多様性保全上必要な農空間や自然環境の保全に努める考えに基づき、まちづくりを進めることを目指します。
9	P 2 6 に「外来生物への対応」とある。山が削られた後の更地などに、特定外来生物であるナルトサワギクをはじめ多くの外来生物が大量に発生している。国道 1 7 0 号の整備、神於山の竹林一斉伐採、愛彩ランドの開業、貝塚市の東山丘陵住宅地開発、これらの開発の度にナルトサワギクの被害が拡大している。市は、市民に啓発するだけでなく、開発自体を抑制する必要があるのではないか。	1	本市には、国定公園、近郊緑地保全区域をはじめ自然環境を保全するための地域があり、開発が抑制されています。当該地域の保全と併せて、市街地及び周辺地域に存在する身近な自然を守ることが、生物多様性保全上重要とされています。開発に当たっては、法令等に基づく緑化を始め周辺の自然環境への影響を低減する措置を求めてまいります。

	意見の概要	意見 の数	市の考え方
10	P27に生物多様性に取り組む市民を支援するとあるが、市民や団体が生物多様性について学ぶ機会を設けようとしても、広報に記事を掲載できないため、十分な活動ができない。必要な市の支援が受けられるようにされたい。	1	本市では、自治基本条例に基づく協働のまちづくりを進めるため、各分野で活動する市民や団体の支援を行っています。市民や団体同士の情報交換や交流の場の提供をはじめ、情報収集とその発信などの課題について、支援策の検討を進めてまいります。
11	第4章は具体的な提案があり評価できる。市民の提案を常に受け入れることで、より積極的に自然環境・生活環境などの保全と創造を実現できるのではないかと。P44の拠点活用イメージに意賀美神社などの社寺林を加えてはどうか。	1	第4章は、今回の計画改定に当たり開催したワークショップで、提案のあった市民・事業者の皆さんの意見を基にしています。取組の実現に向けて、より多くの市民の意見を聞きながら検討を進めてまいります。
12	市民一人ひとりが日常生活の中で環境に影響を与えている。一人ひとりの行動が大切である。行動を促すために、子供や手本を示す大人への教育が必要で、日常生活と環境との因果関係を伝えるものでないといけない。	1	計画では目指すべき環境像を実現するため「環境教育、環境学習、情報発信」を基本目標に掲げています。いただいたご意見を参考に、各取組を進めてまいります。
13	導入が予定されている新たな消費税の軽減対象に、外食の持ち帰り品が加えられることで、ごみになる使い捨て容器の使用が増えることを危惧している。持参した容器の使用や竹などを用いた自然由来の容器の使用を推奨できないか。市民一人ひとりが、便利さに捉われず環境に配慮した行動を取れる方策を考えられたい。	1	基本目標3の「取組の柱」として「減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進」を掲げています。いただいたご意見を参考に、各取組を進めてまいります。

○岸和田市自治基本条例（抜粋）

（意見聴取制度）

第18条 市長及び他の執行機関は、次の各号に掲げる事項のうち市民生活に重要な影響を及ぼすものについては、市民に当該事項に関する情報を提供し、意見を求めなければならない。

（1） 計画の策定、変更又は廃止

（2）～（3） 略

2 市長及び他の執行機関は、前項の規定により意見を求めるときは、適切な方法を選択し、市民から提示された意見に対して回答し、これを公表しなければならない。

3 前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

○岸和田市意見聴取の手続に関する条例（抜粋）

（意見聴取手続）

第3条 市長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）は、次の各号に掲げるもののうち、いずれか1以上の手続によって意見聴取手続を実施するものとする。

（1） 意見公募手続（ある事項を決定する際にあらかじめ当該施策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表し、公表したものに対する市民等からの意見の提出を受け、市民等から提出された意見の概要及び市民等から提出された意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。以下同じ。）

（2） 略

2～3 略